

# 伊万里・有田消防組合 地球温暖化対策実行計画

令和2年4月改定 伊万里・有田消防組合

## 1 基本的事項

### (1) 計画の背景

平成27年12月にCOP21で採択されたパリ協定や前年に国連に提出された「日本約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が策定されました。

日本は、令和3年4月に、2030年度において2013年度比で温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。

「地球温暖化対策計画」は、令和3年10月に、この新たな削減目標も踏まえ改訂され、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスのすべてを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

このような状況を踏まえ、本消防組合においても地球温暖化の防止に向けた取り組みが求められています。

### (2) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### (3) 計画の対象

対象とする範囲は、本消防組合の組織及び施設における事務・事業とします。

温室効果ガス排出量を算定する対象の区分は、消防本部、消防署、分署（以下「所属所」という。）の単位とします。

### (4) 温室効果ガス排出量の算定対象とする温室効果ガス

算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、本消防組合の事務・事業で排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

### (5) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画開始から5年後に計画の見直しを行います。

## 2 目標及び取り組み

### (1) 削減目標

令和元年度を基準年度として、令和6年度までに温室効果ガス排出量を5%（毎年1%）削減することを目標とします。

### (2) 目標達成に向けた取り組み

特殊用途車、業務車、燃料、ガス及び電気の項目別に温室効果ガス排出量を管

理し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

また、環境に配慮した職場づくり及び職員一人ひとりの環境保全活動の推進に努めます。

### 3 計画の推進・点検

#### (1) 計画の実行

所属所の単位で取組目標を定めた「事務・事業管理表」を作成し、その実践に積極的に努めます。

また、推進体制を整備して、計画(Plan)、行動(Do)、点検(Check)、見直し(Action)を繰り返し実践することにより、持続的・発展的な改善を行い、計画の効果的な運用を図ります。

#### (2) 管理体制の推進

本実行計画を実施・運用するために以下の推進体制で取り組みます。

ア 実行計画の事務局は総務課内に置きます。事務局は各所属所の「事務・事業管理表」を取りまとめ、毎年、進捗状況をホームページで公開します。

イ 総務課長、消防署長、分署長を所属所における推進責任者とし、「事務・事業管理表」で所属所の取組目標を定めるものとします。

また、取組目標について職員への周知を図り、職員一人ひとりの目標達成に向けた具体的な行動を積極的に推進します。

ウ 所属所内に推進員（総務課副課長、消防1課長及び副分署長）を置き、それぞれの所属所において、連絡調整を行うほか、取組結果をまとめ、推進責任者へ報告します。

また、推進責任者からの指示により点検・評価するとともに職員へ改善を指示します。